

第VI章 計画の推進に当たって

1 計画推進体制について

「生涯学習大阪計画」をより実効あるものとするためには、区役所及び関係部局等はもちろんのこと、学校園、家庭、地域団体、NPO、企業などが、「生涯学習大阪計画」の理念を共有し、それぞれの役割と責任を果たし、互いに連携し協力していく必要があります。これまで構築してきたネットワークや連携の仕組みを強化しながら、社会全体で生涯学習活動が推進されるよう取組を進めます。

本市においては、生涯学習の振興を所管する教育委員会事務局が、市民の暮らしを身近なところで支える区役所をはじめ、人権啓発や市民活動、雇用・勤労施策、男女共同参画等を所管する市民局、子どもの健全育成や子育て支援等を所管することも青少年局、文化・芸術及びスポーツの振興を所管する経済戦略局、高齢者や障がい者の健康や福祉を担う健康局及び福祉局等と連携しながら、生涯学習施策とそれに関連する他の施策が互いに補完し合い、相乗効果が発揮できるよう、効率的・効果的に生涯学習施策を推進していきます。

そのために、庁内組織である「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議を積極的に活用し、区役所及び関係部局等の連携や協働を一層進めます。

2 施策の総合的な進捗管理

各施策・事業の実施に当たっては、「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議において、本計画の施策体系に沿って、複数の関連施策・事業を一体的に評価する観点を持ちながら、毎年「生涯学習大阪計画進捗状況調査」を実施し、第4次「生涯学習大阪計画」に掲げる成果指標に基づき、計画全体の進捗状況の確認を行います。

また、社会教育委員会議に計画の進捗状況を報告し、助言を得ることで、計画の進捗の改善につなげていきます。

なお、これらの進捗状況や改善内容については、本市のホームページに掲載するなど、広く市民に公表することとします。